

令和3年3月12日

保護者各位

岡山県立井原高等学校
校長 信宮 誠

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取り扱いについて

平素より、本校教育の推進に対し御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、本校でも消毒や換気、マスク着用の徹底等、感染予防に一層の注意を払いながら、教育活動を行っているところですが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」で示された「地域ごとの行動基準」を判断する際の「地域の感染レベル」が、県立学校については、3月11日から「レベル1」に引き下げられました。これに伴い、岡山県教育委員会から、今後の出欠の取り扱いを次のように改めることが通知されました。下線部が主な変更点です。従って、1（4）の場合、3月11日以降は出席停止となりません。

今後も、生徒本人、御家族ともに、新型コロナウイルスへの感染防止策の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止とする目安」

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合 （「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

出席停止とする期間は、上記（1）については、保健所等が指示する日まで、（2）については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間、（3）（4）については、症状がみられなくなるまでとする。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合